

# 税の申告は期限内に

令和6年度分の住民税の申告と5年分の所得税(復興特別所得税含む)の確定申告を受け付けます。

## 申告は3/15(金)まで

税の種類	申告期限	納期限	問合せ
特別区民税・都民税(住民税)	3/15(金) ※所得税などの確定申告をする方は、住民税・個人事業税の申告は不要です。	普通徴収の場合、年4回(6・8・10・11月の末日)	区役所内 税務課区税第一〜第四係 ☎5984-4537
所得税 復興特別所得税		3/15(金) ※口座振替は4/23(火)。	練馬東税務署☎6371-2332 練馬西税務署☎3867-9711
個人事業税		年2回(8・11月の末日)	豊島都税事務所☎3981-1211
贈与税	3/15(金)	3/15(金)	
個人事業者の消費税・地方消費税	4/1(月)	4/1(月) ※口座振替は4/30(火)。	練馬東税務署☎6371-2332 練馬西税務署☎3867-9711

※期限を過ぎて申告した場合、6年度住民税の特別徴収額通知書・普通徴収納税通知書への反映が間に合わない場合があります。

### 住民税の申告

申告は区役所へ

郵送申告が  
オススメ!

#### ◆住民税の申告が必要な方

6年1月1日現在練馬区に住んでいて、5年中に所得があった方 ※区外に住んでいて、区内に事務所などがある場合も対象。



▲区ホームページで申告判定ができます

#### 〈次のいずれかに当てはまる方は申告不要です〉

- ・税務署に所得税の確定申告をする
- ・5年中の所得が給与所得のみで、勤務先から区に給与支払報告書が提出されている
- ・5年中の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、年金支払先から公的年金等支払報告書が提出されている(下の「知っておきたい税のはなし」2参照)

#### 所得がなかった方へ

#### 保険料の正しい算定のために期限内の申告をお願いします

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料などは、住民税の申告内容に基づき算定します。5年中に所得がなかった方でも、各保険に加入している場合は申告をしてください。保険料の軽減などには世帯全員分の申告が必要です。

#### ◆申告書の配布と発送

申告書は、区ホームページに掲載するほか、区民事務所(練馬を除く)と税務課(区役所本庁舎4階)で配布しています。昨年、住民税の申告をした方などには、2月2日(金)に申告書を発送します。



問合せ 区税第一〜第四係☎5984-4537

### 知っておきたい税のはなし

#### 1 主な税制改正のお知らせ

令和6年度から、国税として森林環境税(年額1,000円)を区が住民税均等割と合わせて課税します。なお、平成26年度から開始された防災・減災事業の財源を確保するための住民税均等割の税率の特例(年額1,000円の加算)は、令和5年度で終了します。

また、国外居住親族に係る扶養控除等の見直しや、上場株式等の配当所得および譲渡所得の課税方式に係る改正などもあります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



- 1、2〜4の住民税について…区役所内区税第一〜第四係☎5984-4537
- 2〜4の所得税について…
- 練馬東税務署☎6371-2332、練馬西税務署☎3867-9711
- 3の「医療費のお知らせ」について…区役所内こくほ給付係☎5984-4553
- 5について…区役所内個人収納係☎5984-4542

#### ◆住民税の申告は郵送または窓口で

次の書類を税務課に提出してください。

#### 〈提出書類〉

- ①住民税の申告書
  - ②所得や経費の明細が分かるもの(給与所得の場合は源泉徴収票)
  - ③控除額が分かるもの(医療費控除の明細書(下の「知っておきたい税のはなし」3参照)、生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの領収書や証明書の原本、社会保険料の支払金額が分かるもの、障害者手帳など)
  - ④マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど)
  - ⑤本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)
- ※郵送の場合、④⑤は写し(マイナンバーカードは両面)を提出してください。

#### ●申告窓口

場所	日程(土・日曜、祝日を除く)	時間
税務課(区役所本庁舎4階)	2/16(金)〜3/15(金)	8:30〜17:00
石神井庁舎5階	2/16(金)〜28(火)	9:00〜12:00 13:00〜16:00
東大泉中央地域集会所	2/16(金)・19(月)	
早宮・上石神井南地域集会所	2/29(休)・3/1(金)	
大泉北地域集会所	3/4(月)・5(火)	
光が丘区民センター2階	3/6(水)〜8(金)	
関区民センター		

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。

### 所得税・消費税・贈与税の確定申告

申告は税務署へ

ネット申告が  
オススメ!

#### ◆確定申告書はスマホで作成・提出できます

国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでは、スマホやパソコンで確定申告書を作成できます。さらに、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードがあれば、スマホやパソコンで提出することもできます。



#### 〈マイナンバーカードでもっと便利に!〉NEW

マイナポータルと連携すると、給与所得の源泉徴収票や医療費、ふるさと納税などの内容を自動入力できます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



#### ◆税務署の確定申告書作成会場は2/16(金)〜3/15(金)に開設

整理券が必要です

受付時間は、午前8時30分〜午後4時(相談は午前9時15分から)です。申告書の提出のみの場合を除き、入場には整理券が必要です。整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。 ※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。 ※区内全域の方を対象に、練馬東税務署で2月25日(日)に申告書の受け付けと作成の相談を行います。

#### 〈整理券の入手方法〉

- ・LINEで事前に申し込み  
国税庁のLINEアカウントを「友だち」に追加して手続きを行うと、事前に整理券を入手できます。
- ・当日会場で申し込み ▶アカウント名:国税庁



#### ◆にせ税理士にご注意ください

税理士資格のない者が税務相談などを受けることは、法律で禁止されています。税理士バッジ・証書を確認してください。

#### 3 医療費控除を申告する方へ

医療費控除の申告を行う場合は、「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付などでは受け付けられません。領収書の提出は不要ですが、自宅5年間保存してください。詳しくは、区ホームページをご覧ください。



#### 「医療費のお知らせ」も医療費控除の申告手続きに使用できます

国民健康保険に加入中で、5年間に医療機関を受診した方へ2月上旬に発送します。お知らせが届かない場合は、ご連絡ください。



#### ◆税理士による無料申告相談会

整理券が必要です

小規模納税者の所得税(復興特別所得税を含む)と消費税、年金受給者と給与所得者の所得税の申告が対象です。土地、建物、株式などの譲渡所得と退職所得は除きます。

〈整理券の入手方法〉 ※整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

- インターネット・電話で事前に申し込み ※電話予約は平日午前9時〜午後4時。

練馬西税務署管轄区域	練馬東税務署管轄区域
☎6745-6329	☎6745-6327

#### ●当日会場で申し込み

管轄	日程(土・日曜を除く)	受付時間	場所
練馬西税務署	2/1(休)・2(金)	9:30〜11:30	関区民センター
	2/6(火)〜9(金)	13:00〜15:30	石神井庁舎5階
練馬東税務署	2/6(火)まで	9:30〜16:00	光が丘区民センター2階
	2/13(火)・14(水)		ココネリ3階

※体が不自由な方を除き、車での来場はご遠慮ください。 ※申告書の提出のみの場合は、管轄の税務署へ直接または郵送で提出してください。

#### ◆贈与税の申告・納付は電子申告が便利です

「相続時精算課税」や「贈与税の住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、期限内に申告が必要です。e-Taxによる電子申告が便利です。

問合せ 練馬東税務署☎6371-2332、練馬西税務署☎3867-9711

#### 4 ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用除外について

確定申告書や住民税申告書を提出する場合や、地方公共団体にしているその年の寄付が6カ所以上の場合は、ワンストップ特例(確定申告を行わず、住民税から寄付金税額控除を受けられる特例)の適用は受けられません。確定申告で控除の適用を受けてください。

#### 5 住民税(普通徴収分)の納付は口座振替が便利です

一度申し込むと、指定の口座から自動的に引き落とされ、納め忘れがなく便利です。スマホやパソコンから簡単に申し込みめます。

〈キャッシュレスも利用できます〉

納付書の情報があれば、電子マネーやインターネットバンキング、クレジットカードで、いつでもどこでも納付できます。



▲詳しくは、区ホームページをご覧ください

